

女性 Analyst 賞規程

(目的)

本会では、分析化学に関する女性研究者、女性技術者及び女性企業経営者を顕彰することにより、女性の社会的進出を支援し、女性科学者、技術者の地位向上に寄与することを目的として、分析化学の学術的業績並びに分析技術の発展に貢献のあった女性科学者、技術者及び企業経営者に対して女性 Analyst 賞を制定する。

第1条 本会に女性 Analyst 賞（以下本賞という）を設け、本会会員、非会員に係わらず、分析化学に関する優秀な業績をあげた女性研究者、女性技術開発者あるいは女性企業経営者に、これを贈呈する。但し、学会賞、学会功労賞、技術功績賞受賞者は、受賞できない。また、同一年度の学会賞、学会功労賞及び技術功績賞の受賞候補者となることはできない。

第2条 本賞の贈呈は原則として2件以内とする。

第3条 本賞は賞状及び賞牌とし、年会において贈呈する。

第4条 本賞を受けた者は、年会において女性 Analyst 賞受賞講演を行うほか、本会論文誌「分析化学」に受賞研究に関する論文を投稿しなければならない。

第5条 会長は、各支部長、研究懇談会委員長並びに本会女性研究者ネットワークに推薦を依頼する。

第6条 推薦者は、1月末日までに推薦書、推薦理由書、履歴書及び説明資料を会長に提出する。

第7条 本賞候補者の選考は、女性 Analyst 賞審査委員会（以下審査委員会という）において行う。

第8条 審査委員会は、推薦された候補者について審議を行い、本賞贈呈の価値ありと認めたもの2件以内を無記名投票によって選考し、当人及び所属機関長の承諾を得て、選考結果を5月末日までに会長に報告する。

第9条 会長は、前条によって報告された候補者名を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。

第10条 本規程の改正は、企画戦略会議の議を経て理事会の議決による。

2016年12月26日理事会制定承認、2018年10月30日、2020年8月20日、2021年8月10日一部修正